

人事行政の運営などの状況

◎職員の分限および懲戒処分等（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

処分内容		処分者数	処分手由
分限処分	免職	0人	—
	降任	0人	—
	休職	3人	心身の故障による長期休養
	降格	0人	—
	失職	0人	—
懲戒処分など	免職	0人	—
	停職	0人	—
	減給	5人	指定速度違反、交通事故
	戒告	4人	指定速度違反、交通事故
	訓告など	76人	指定速度違反、交通事故、管理監督者責任

◎服務に関する義務

区分	内容	根拠法令
命令に従う義務	職員は、法令に従いかつ上司の職務命令に従わなければならない。	地方公務員法第32条
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、または職の不名誉になるような行為をしてはならない。	〃 第33条
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	〃 第34条
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	〃 第35条
政治行為の制限	職員は、政治活動などをしてはならない。	〃 第36条
争議行為などの禁止	職員は、ストライキなどをしてはならない。	〃 第37条
営利企業従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	〃 第38条

◎職員研修の状況（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

研修名	派遣者数	研修内容
派遣研修	10人	資源エネルギー庁、電源地域振興センター、鹿児島県 ほか
専門研修	49人	自治大学校、県自治研修センター ほか
職務別研修	147人	管理監督者研修 ほか
特別研修	611人	コミュニケーション能力向上研修、モチベーション向上研修 ほか
合計	817人	

◎勤務評定の状況

評定期	評定の状況
毎年9月	平成20年度は未実施

◎公務災害の発生状況

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 鹿児島県支部	5件	左環指(かんし)末節骨開放骨折、左2・3・4趾中央骨脱臼、左肩甲骨骨折、左踵骨(しょうこつ)剥離骨折、左膝蓋(しつがい)骨脱臼

*市町村合併後の災害発生分で、平成20年度中に公務災害の認定を受けたものに限る。

◎公平委員会業務の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	不利益処分に関する不服申立ての状況
該当なし	該当なし